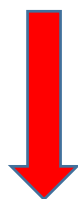


授業料（受講料）の減免・免除手続きの基本的な流れ

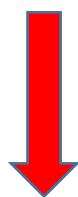
一度認定（6月の審査結果通知）され、その後（後期分）も「減免」を希望する場合は、半年ごとに「継続願」を提出し、成績及び収入要件による審査を受ける必要があります。この審査の結果、「減免」認定の取り消し又は「減免の区分」が変更になる場合があります。

① 申請書の提出 … 4月末日まで



「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」（様式1）及び「確認用書類」や「必要書類」等を作成の上、訓練課業務係へ提出

② 「ポリテクセンター名古屋港」による審査… 5月～6月



※学業成績要件の確認後、必要に応じて学修計画書の提出を求める場合があります。

③ 審査結果通知… 6月



④ 前期授業料（受講料）の納付… 別途通知する期限内



第Ⅱ区分（3分の2免除）又は第Ⅲ区分（3分の1免除）に該当、もしくは不認定だった場合には、期限内に必要な額の納付をして下さい。

⑤ 継続願の提出… 10月

後期授業料（受講料）減免の継続を希望する場合は、「授業料減免の対象者の認定の継続に関する申請書」（様式2）及び「確認用書類」を提出し、学業成績、収入及び資産に関する要件の確認を受ける必要があります。